



九戸まつりの中止について

今年度の九戸まつりは、例年村内外から多数の来場者が訪れることから、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を鑑みて中止としました。ご理解を賜りますようお願いいたします。

■お問い合わせ 九戸まつり実行委員会
☎ 0195-42-2111 (内線 171)

B & G 海洋センター開館時間について

今シーズンの開館時間は以下のとおりです。

■開館時間

- ① 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
- ② 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
- ③ 午後 3 時 30 分～午後 5 時 00 分
- ④ 午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分
(夜の部は水温・気温の状況によります。)

* 村の事業、学校授業等がある場合は、一般の利用が出来ない場合がありますのでご了承願います。お手数ですが、お問合せの上ご利用願います。

■注意事項

(1) 6月29日(火)～7月21日(水)の期間の平日と8月20日(金)は、午後からの開館となりますのでご注意ください。

(但し、学校授業等は除きます。)

(2) 午前の開館は、7月22日(木)～8月19日(木)の期間とそれ以外の土・日曜祝祭日となります。

(3) 休館日は、毎週月曜日(その日が祝祭日の場合はその翌日)ですが7/26、8/2、8/10、8/16は休まず開館します。

■お問い合わせ 九戸村 B&G 海洋センター
☎ 0195-42-2963

九戸村未普及地域飲料水確保対策事業の一部改正について

水道未普及地域における衛生的な飲料水の確保を目的とした補助金交付要綱が一部改正されました。補助金交付対象となる事業と補助金額は次のとおりです。

1. 補助金交付対象事業

- (1) 取水施設工事
- (2) ろ過施設工事(機器等の消耗品を除く)
- (3) 排水共同管(内径 50mm以上) 布設工事
- (4) 井戸用ポンプ更新工事(法定耐用年数を経過したものに限り。また、法定耐用年数を経過後は、再度の補助の対象とする。)

2. 補助金額

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 1 世帯単独で実施する場合 | 400,000 円 |
| (2) 2 世帯共同で実施する場合 | 600,000 円 |
| (3) 3 世帯共同で実施する場合 | 800,000 円 |
| (4) 4 世帯以上共同実施の場合 | 1,000,000 円 |

※大きく改正された点については、水道法第4条に基づく水質基準を超過した場合に、水質検査結果を添付することで再度の補助対象事業となることです。

補助金額は、補助対象事業費の2分の1に相当する額となります。

■お問い合わせ 水道事業所上下水道係
☎ 0195-42-2111 (内線 272)

リーフレットの配布について

これまでの調査結果をまとめた「黒山の昔穴遺跡と関連遺跡」のリーフレットを各戸に配布いたしますので、ご覧ください。

■お問い合わせ 教育委員会生涯学習係
☎ 0195-42-2111 (内線 304)

土砂災害に注意しましょう

これから大雨の季節を迎えますが、土砂災害から身を守るため、あらかじめ自宅周辺における土砂災害の危険性や避難経路、及び避難情報の入手方法などを確認し、いざというときに備えましょう。

また、避難にあたっては、周りの人と声をかけあって明るいうちに避難するようお願いします。

■岩手県の土砂災害警戒区域等の指定・基礎調査結果公表状況 <http://www2.pref.iwate.jp/~hp0607/>
■岩手県土砂災害警戒情報システム（土砂災害の危険度情報） <http://sabo.pref.iwate.jp/>

■お問い合わせ

二戸土木センター ☎ 0195-23-9209
県庁砂防災課 ☎ 019-629-5922
九戸村役場総務課 ☎ 0195-42-2111（内線 173）

ひとり親家庭等無料法律相談

離婚や、親権、養育費等について、弁護士による相談を行います。

■対象者

ひとり親家庭の母子、父子の方等

■日時

令和3年6月24日（木）10:00～15:00

■会場

久慈地区合同庁舎 2階 相談室

■費用 無 料

■お問い合わせ 県北広域振興局 保健福祉環境部

☎ 0194-53-4982

村営住宅・若者定住促進住宅

■募集住宅

村営住宅第2川向団地（木造平屋2LDK）…1戸
山根若者定住促進住宅（木造平屋2LDK）…1棟
江刺家若者定住促進住宅（木造平屋2LDK）…1棟

■入居時期 令和3年7月中旬～下旬

■家賃 世帯の所得および入居世帯員構成に応じて決定（入居後も変動あり）

■敷金 家賃の3か月分

■連帯保証人 入居の際、村内に居住する方2名（定住促進住宅は1名）必要です

■入居資格

【村営住宅】

- ①現に同居し、または同居しようとする親族がある者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）
- ②現に住宅に困窮していること
- ③政令で定める収入基準に適合していること
- ④国税・地方税など滞納していないこと

【定住促進住宅】

- ①現に同居し、または同居しようとする親族があり（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）44歳以下の者で構成する世帯
 - ②将来にわたり九戸村で居住する者であること
 - ③国税・地方税など滞納していないこと
 - ④自ら居住するための住宅を必要とする方
 - ⑤定められた家賃および敷金を支払う能力がある方
- ※ひとり親家庭の世帯も入居できます

■募集期間 6月16日（水）～6月30日（水）

8時30分～17時30分まで

※土・日・祝日除く。また、先着順ではありません。

■必要書類

- ①入居申込書（役場 IJU 戦略室（3階）にあります）
- ②住民票（入居希望者全員分の本籍、続柄が表示されたもの）
- ③令和3年度所得証明書（入居希望者全員分）
- ④令和2年度納税証明書（入居希望者全員分）

■申し込み・お問い合わせ IJU 戦略室定住環境係

☎ 0195-42-2111（内線 214）

